

裁判所へのご支援

・ご協力を！

2015年10月21日64号

生活保護制度を良くする会

ニュース

事務局 道 生 連

電話 011-736-1722

FAX 011-736-1688

メール s_eihoyokusurukai

@herb.ocn.ne.jp

【新・人間裁判 第4回口頭弁論の報告と訴え】

弁護士 吉田玲英

改訂版

すっかり秋めいた天気の中の10月14日、新・人間裁判の第4回口頭弁論期日が行われました。

今回の期日では、原告の乗原きよ子さんと、弁護団から西博和弁護士と山本完自弁護士が意見陳述を行いました。

乗原さんは、母子家庭で無理をしながら働いたことなどが原因で心身を病むようになり、生活保護を受給しています。消費税が8%に上がり生活保護費も切り下げられる中、暖房費や人付き合いを節約しながら必死に生活している状況を訴えました。

山本弁護士は、生活保護法8条2項の定める保護基準について訴えました。生活保護法8条2項は、保護基準について「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならぬ」と規定しています。国側は、この規定を根拠に、保護費が『最低限度の生活の需要』をこえてはならない、こえていない場合には保護費を引き下げなければならないと主張しています。しかし、生活保護基準が最低限度の生活の需要を満たすに『十分なもの』であろうとするならば、最低限度の生活の需要をある程度こえるべき

ことがむしろ当然なのではないでしょうか。また、生活保護法を制定した際の国会の議論では、保護費の基準額は下げない、ということを経済大臣が答弁していたのです。このような議論からすると、国側の主張がおかしいことは明らかではないでしょうか。

西弁護士は、厚生労働省が保護基準を決定するのに用いている「生活扶助相当CPI」のおかしさを訴えました。CPIとは、消費者物価指数のことです（Consumer Price Index）。CPIが低下しているから保護基準も引き下げるとするのが国側の主張です。しかし、CPIの計算方法は、単純に物価を平均したものではなく、物によってウエイトを大きくして計算しているなど、とても技術的で複雑な方法となっています。この点を詳しく調べると、厚生労働省は、2010年を基準として2種類の計算方法を組み合わせ、結果として、同じ計算方法を続けるよりも保護基準が下がるように計算方法を採用していたことがわかりました。西弁護士は、この点がおかしいのではないかとこのことを強く訴えまし

た。

保護基準を決めるためには、厚生労働省にある程度の裁量認められることは当然ですが、「健康で文化的な最低限度の生活」を守らなくてもよいほど広い裁量が認められるはずはありません。全国の弁護団とも協力して、こちらに有利に活用できる学説・判例を調査し、原告の生活実態は明らかに健康で文化的な最低限度の生活以下であることを立証するなど、裁判での勝利に向けて全力で取り組みます。

次回口頭弁論は12月16日(水)午後1時30分です。どれだけ多数の人々が、「健康で文化的な最低限度」以下の生活を強いられているかを裁判所に伝えるため、是非多数の皆様が傍聴していただけますようお願いいたします！

